

令和5年2月16日

保護者 様

尼崎市教育委員会

令和4年度尼崎市立学校園における卒業式・卒園式の対応について

平素は、本市の教育活動推進にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

皆さまも報道等でご存じのとおり、みだしのことにつきまして、この度、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課及び兵庫県教育長から、卒業式においては園児児童生徒(以下、「児童等」という。)、教職員は式典全体を通じてマスクを着用せずに出席することを基本とした方針が示されました。

つきましては、本市における令和4年度卒業式・卒園式対応を次のとおりとします。

卒業式、卒園式がお子様にとって、厳粛で清新な気分を味わいながら、これまでの学校園生活を振り返るとともに、新しい生活の展開への動機付けとなりますことを願っております。

1 基本的な考え方

- ・児童等及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とします。
- ・保護者や来賓についてはマスクの着用をお願いします。
- ・保護者席については、座席間に触れ合わない程度の距離を確保する必要があるため、

保護者や来賓の参加人数については、各学校園の会場規模や児童等の数などに応じて、各学校園で決定します。

2 【児童等・教職員】 式中のマスク着用について

(1) 入退場

- ・ 児童等の入退場時は、マスクを外して差し支えないものとします。

(2) 式辞等

- ・ 壇上での校園長による式辞や来賓による祝辞、開式・閉式の辞等の時は、児童等との十分な身体的距離が確保されていることから、児童等はマスクを外して差し支えないものとします。
- ・ 壇上で式辞や祝辞を述べる校園長や来賓等も、周囲の者と十分な身体的距離が確保できることから、マスクを外して差し支えないものとします。

(3) 卒業証書授与

- ・ 卒業証書が授与される時は、児童等はマスクを外して差し支えないものとします。
- 卒業証書を授与する校園長においても同様とします。

(4) 送辞・答辞

- ・ 在校生送辞、卒業生答辞の場面においては、十分な身体的距離が確保できることから、送辞・答辞を述べる児童等は、マスクを外して差し支えないものとします。ま

た、これらを聞く児童等も同様とします。

(5) 国歌・校歌等の斉唱、合唱等

- ・国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時、複数の児童等による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時は、一定の感染症対策を講じる必要があることから、マスクを着用するよう指導します。なお、「呼びかけ」の時に歌を歌う場合も同様とします。

※小学校就学前の幼児には、これまでもマスクを一律に求めないとしておりましたが、この取扱いについては変更ございません。

3 【保護者・来賓】 式中のマスク着用等について

- ・学校園においては、会場の換気を行うため、温かい服装でお越しくください。また、咳エチケットの推奨、手の消毒や手洗い等の手指衛生など、感染症対策にご協力ください。
- ・マスクの着用をお願いするとともに、式中は着席をお願いします。
- ・発熱に限らず、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状のある場合は、参加をお控えください。

4 その他

- ・お子様のマスク着用につきましては、「2 児童等式中のマスク着用についての(5)」を除き、ご家庭でお子様とよく話し合ってくださいようお願いします。

- ・基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり
また、健康上の理由によりマスクを着用できない児童等もいたりすることをご理解
ただくとともに、マスクの着用の有無による差別・偏見等がないようご家庭でもお子
様への声掛けをお願いします。
- ・受付や式参加の教職員についても、児童等への声掛けや指導などの事情により、マ
スクを着用することがあります。
- ・各学校園の感染状況等により、急遽このお知らせにある対応に変更が生じる場合
ありますので、その際は、各学校園からの依頼にご協力をお願いします

以 上